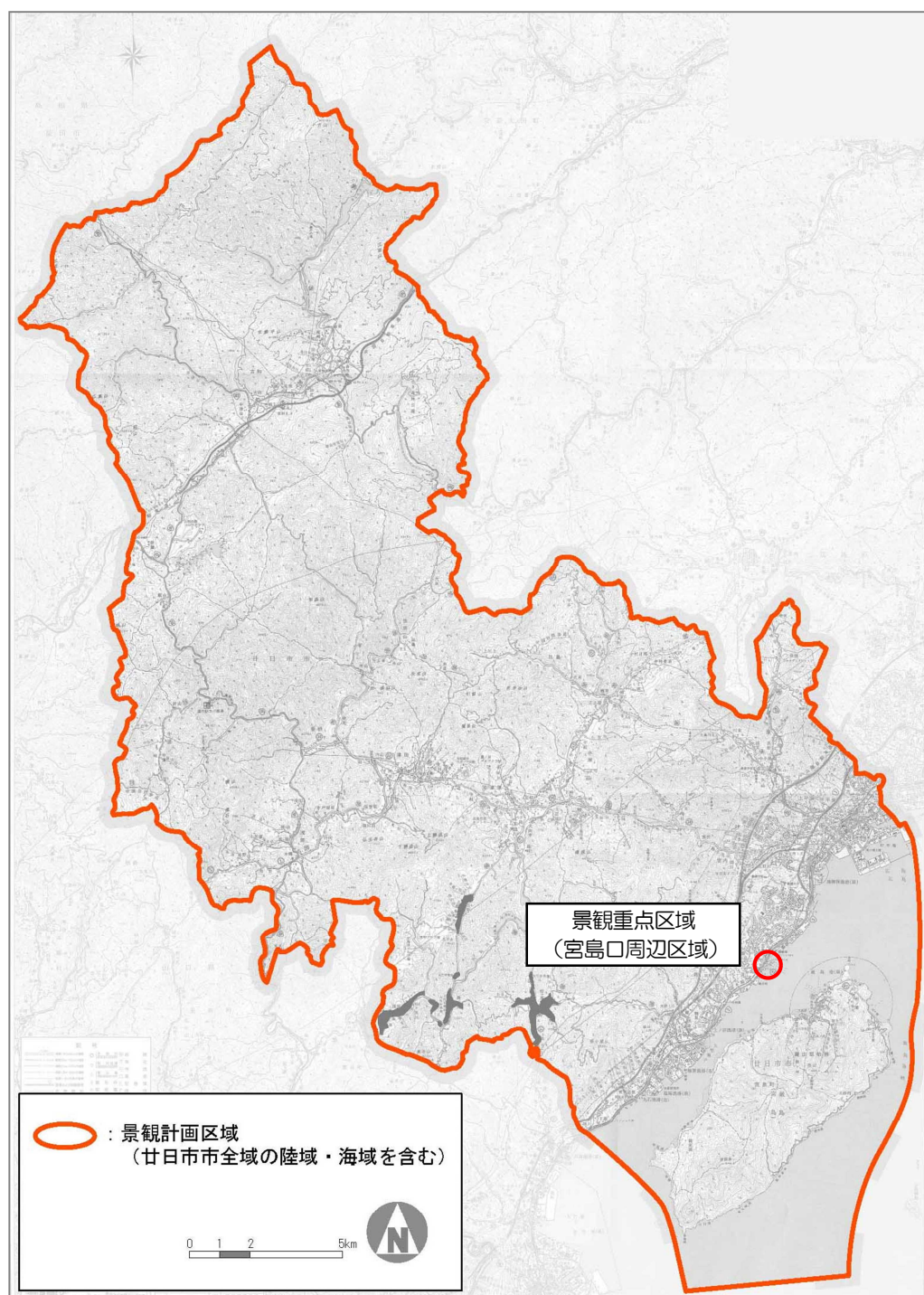


1 景観計画の区域

景観計画区域は、廿日市市全域とします。

市域全域を景観計画区域とすることで、合併に伴い多様化した本市の景観の個性や価値を尊重しつつ、「一つの共同体としての景観に対する共通認識の醸成」を図り、「景観形成に関する共通ルールの設定」をし、個性豊かな景観を中心とした「新たなまちづくり施策の展開」をしていきます。

本市では、景観形成において、より重点的な施策の実施や先導的な役割を果たすことが求められる景観重点区域として、宮島口周辺区域を指定しています。今後、その他の区域についても、段階的に指定していきます。



景観計画の区域